

### 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン (MOCA) を 取り扱う業務における健康障害の状況と 健康管理手帳における取扱について

#### 1. 現状

現在、MOCA に関しては、健康管理手帳の交付対象の業務となっていない。

オルトトルイジン製造・取扱事業場における膀胱がん発症を契機に労基署が各関係事業場を調査する中、平成 27 年 12 月以降、必ずしもオルトトルイジンを取り扱っていない労働者あるいは退職者においても集団的な膀胱がんの発症が見られ、そこでは MOCA が取り扱われていることが判明した。

このため、厚生労働省では、既に特定化学物質であった MOCA について、当該製造・取扱事業場に対し、暴露防止のために安全衛生法令の遵守徹底、膀胱がんに係る健康診断の実施を要請する通知を各都道府県労働局及び関係業界団体に発出した。

その後、所要の省令改正が行われて MOCA について膀胱がんに係る特殊健康診断項目が追加されたが、膀胱がん発症者は引き続き発生し、MOCA 製造・取扱事業場における発生状況は、平成 30 年 10 月時点で、7 事業場 17 名に至った。上記通知発出から約 2 年を経過したこの機会を捉え、同月、厚生労働省は、改めて、ばくろ防止対策、健康診断の徹底を求める通知を発出したところである。

膀胱がん発症者については、上記 17 名中退職者が 12 名を占めていることから、退職者も含めた健康確保がより一層求められており、オルトトルイジンに続き、MOCA(これをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、取り扱う業務について、健康管理手帳の交付対象とすべきかどうか検討する必要がある。

#### 2. 健康管理手帳3要件の検討

##### (1)安全衛生の立場から法令上の規制

###### ① IARC等の評価

- ・ 「MOCA」については、国際的には、IARC(WHO 国際がん研究機構)の評価において、Group 1「ヒト発がん性がある」に分類されている。
- ・ IARC では、MOCA の発がん性評価について、平成 22 (2010)

年に、グループ2A（ヒトに対しておそらく発がん性がある）からグループ1（ヒトに対して発がん性がある）に変更した。  
これに関する評価書（モノグラフ）は平成24（2012）年に発行  
されており、評価内容は次のとおりで、これらを総合して評価を  
引き上げている。

・ヒトについて

MOCA 取扱い労働者の膀胱がんについて、米国の症例報告 2 件、台湾の症例報告 1 件、イギリスのコホート研究 1 件があるが、不十分な証拠。

・動物実験について

さまざまな動物でさまざまな部位にがんが発生しており、十分な証拠。

・メカニズムについて

代謝メカニズム、発がんメカニズムが、膀胱がん物質として知られている他の芳香族アミンのものと類似しており、十分な証拠。

・日本産業衛生学会では、発がん性を第1ランクの第1群ではなく、第2ランクの第2群A「ヒトに対しておそらく発がん性があるが、証拠は十分ではない」にランク付けしている。動物実験による発がん報告は十分な証拠であるが、ヒトにおける疫学証拠が乏しいとしている。

② MOCA の規制状況

特定化学物質障害予防規則（特化則）の規制対象であり、「特定第二類物質」、「特別管理物質」として規制されており、作業主任者の選任、発散抑制措置防止措置、作業環境則測定、特殊健康診断、作業記録等の規制がなされている。作業記録や、健診結果等の保存期間は 30 年間である。

特殊健康診断については、当初、膀胱がんの検査項目はなかったが、省令改正により、新しい知見も踏まえて、検査項目が設定された（平成 29 年 4 月 1 日施行）。配転後健診の適用対象ともなっており、がんなどの遅効性の症状にも対応している。

以上より、MOCAは、3要件の第1の要件「安全衛生の立場から法令上の規制が加えられている」に該当する。

(2) 疾病(がんその他の重度の健康障害)が業務に起因する疾病として認められていること

- ・ オルトートルイジンについては、今般、同物質に係る業務に起因する膀胱がんが業務上疾病として認められ、労働基準法施行規則別表第1の2に掲げられる予定である。他方、MOCAについては、同様の動きはまだ見られず、現時点では、業務上疾病とは判断が難しい状況である。しかし、膀胱がんの集団発生等の重大性に鑑み、今後の検討が進められると考えられる。

(3) 当該物質等の取扱等による疾病(がんその他の重度の健康障害)の発生リスクが高く、今後も当該疾病の発生が予想される

- ・ 関連事業場での発症者が17名に至っているが、うち労災請求は5名で、現時点では労災認定者はいない。従来より、第3の要件は労災認定者の状況を主なメルクマールとして判断してきており、現時点では判断が難しいと考えられる。今後、どの程度、発症者が発生していくか見守る必要がある。(資料5-1の別添1参照)

以上より、健康管理手帳の交付対象に係る3要件のうち、第1の要件は満たしているが、第2、第3の要件は現時点では満たしていないと考えられる。

今後の膀胱がん発症者の状況、業務上疾病に係る検討の推移等を踏まえつつ、検討していく必要がある。

### 3. 交付対象業務及び交付要件について

交付対象業務の範囲については、特化則による特殊健康診断の適用対象業務が「3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務」であるが、健康管理手帳の対象業務もこの範囲でよいか検討が必要である。

また、交付要件については、実際に労災認定者が出ていない以上、ど

の程度のばく露期間で発症する可能性があるのかが判断が難しい。今後の労災認定状況等を踏まえ、検討していく必要がある。